



# 北海道における盛土規制法の 規制開始について



北海道では、**令和8年7月1日**から新たに以下**54市町**においても**盛土規制法**による**規制を開始**します。

(宅地造成及び特定盛土等規制法)

## 新たに規制を開始する市町一覧(50音順)

厚岸町	厚沢部町	石狩市	今金町	岩見沢市
浦河町	恵庭市	江別市	えりも町	遠軽町
雄武町	大空町	奥尻町	興部町	長万部町
乙部町	帯広市	上ノ国町	木古内町	釧路町
様似町	鹿部町	標茶町	斜里町	白糠町
知内町	新ひだか町	せたな町	壮瞥町	滝上町
伊達市	千歳市	鶴居村	弟子屈町	当別町
豊浦町	中標津町	長沼町	七飯町	南幌町
新冠町	根室市	浜中町	日高町	美幌町
平取町	福島町	北斗市	松前町	むかわ町
森町	紋別市	八雲町	稚内市	以上、計54市町

- ※ ・規制の対象となる市町村は段階的に追加され、最終的には北海道の全市町村が規制の対象となります。(札幌市、旭川市、函館市は市が所管します。)  
・全道の規制状況については、4ページ目を参照してください。

# 注意

無許可行為や命令違反等々の悪質な行為には以下の罰則が課される場合があります。  
最大で懲役3年以下・罰金 1,000万円以下  
法人重科3億円以下

# ～ 盛土規制法関係ホームページについて ～

盛土規制法に関係する情報(規制区域や申請の手引き・技術基準等)については「宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)トップページ」に掲載しています。

ホームページURL

[https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/morido\\_kisei\\_top.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/morido_kisei_top.html)

「Google」等 検索サイトで「北海道 盛土規制法」と検索しても当サイトへのアクセスが可能です。



## 盛土規制法トップページの表示イメージ(一部抜粋)

The screenshot shows the homepage layout with several key elements and red annotations:

- Navigation Bar:** Includes the Hokkaido logo, search options (Category, Organization), and Disaster Information.
- Breadcrumbs:** HOME > 建設部 > まちづくり局都市計画課 > 宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法) トップページ
- Main Title:** 宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法) トップページ
- Content Area:**
  - 規制区域の公表について (Regulation Area Disclosure)
    - 規制区域は、次のページにて PDFファイル(市町村毎) 及び WebGIS にて公表しています。
    - 公表市町村数: 14 / 176 (札幌市・旭川市・函館市を除く)
    - 規制区域公表ページ** (highlighted with a hand icon)
    - ↑ (市町村別の区域指定状況やPDFファイルはこちら)
- Right Sidebar (Application Procedures):**
  - 申請手続等について
    - 申請の手引・技術的基準
      - [R7.1版] 許可申請等の手引き(案) [PDF]
      - [R7.1版] 技術的基準(1～3章) [PDF] (Annotation: 申請の手引きや技術的基準について掲載しています)
      - [R7.1版] 技術的基準(4～7章) [PDF]
    - 各種申請様式
      - 各種申請様式のダウンロードページ (Annotation: 申請に必要な様式をダウンロードします)
    - 各種相談・提出用フォーム
      - 事前相談フォーム (Annotation: 申請の要否や不明な点など、相談事項がある場合はこちらより相談ください)
      - 届出・各種申請の提出フォーム (Annotation: 各種届出等(許可は除く)はこちらから提出します)

# ～ 規制区域について ～

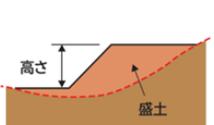
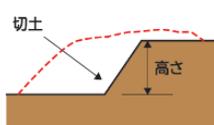
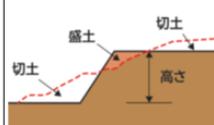
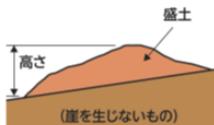
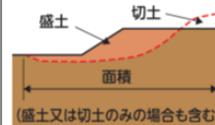
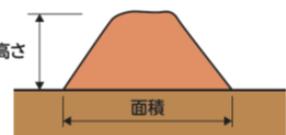
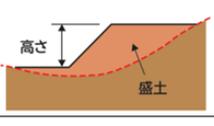
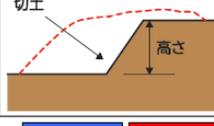
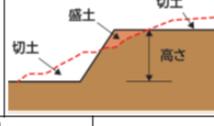
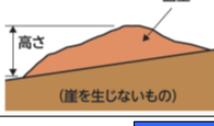
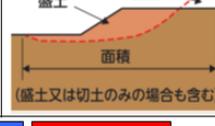
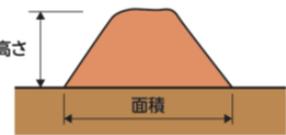


北海道の全域※が「宅地造成等工事規制区域」もしくは「特定盛土等規制区域」いずれかの規制区域となります。(※北方領土を除く)

## ～ 規制対象となる行為について ～

■ 規制を開始した市町村においては、下図に示す一定規模以上の盛土や土石の一時堆積等といった行為を行う場合には、あらかじめ「**北海道知事の許可**」または「**届出**」が必要となります。

■ 規制開始時に既に工事中の盛土等行為については、工事主が規制開始日から**21日以内に届出が必要**となります。〔 詳細についてはホームページを参照してください。 〕

区域	行為	許可				
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	要件 ①盛土で高さが <b>1m超</b> の崖※1を生ずるもの イメージ図 	要件 ②切土で高さが <b>2m超</b> の崖※1を生ずるもの イメージ図 	要件 ③盛土と切土を同時に行い高さが <b>2m超</b> の崖※1を生ずるもの (※2) イメージ図 	要件 ④盛土で高さが <b>2m超</b> となるもの(※2) イメージ図 	要件 ⑤盛土又は切土をする土地の面積が <b>500㎡超</b> となるもの(※2・※3) イメージ図 
	一時的な土石の堆積	要件 ⑥最大時に堆積する高さが <b>2m超</b> かつ面積が <b>300㎡超</b> となるもの イメージ図 	要件 ⑦最大時に堆積する面積が <b>500㎡超</b> となるもの(※3) イメージ図 			
区域	行為	届出 または 許可				
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	要件 ①盛土で高さが <b>1m超</b> <b>2m超</b> の崖※1を生ずるもの イメージ図 	要件 ②切土で高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> の崖※1を生ずるもの イメージ図 	要件 ③盛土と切土を同時に行い高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> の崖※1を生ずるもの (※2) イメージ図 	要件 ④盛土で高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> となるもの(※2) イメージ図 	要件 ⑤盛土又は切土をする土地の面積が <b>500㎡超</b> <b>3,000㎡超</b> となるもの(※2・※3) イメージ図 
	一時的な土石の堆積	要件 ⑥最大時に堆積する高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> かつ面積が <b>300㎡超</b> <b>1,500㎡超</b> となるもの イメージ図 	要件 ⑦最大時に堆積する面積が <b>500㎡超</b> <b>3,000㎡超</b> となるもの(※3) イメージ図 			

※1 「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

※2 ①及び②の条件に該当するものを除きます。

※3 造成高(堆積高)が30cm以内のものを除きます。

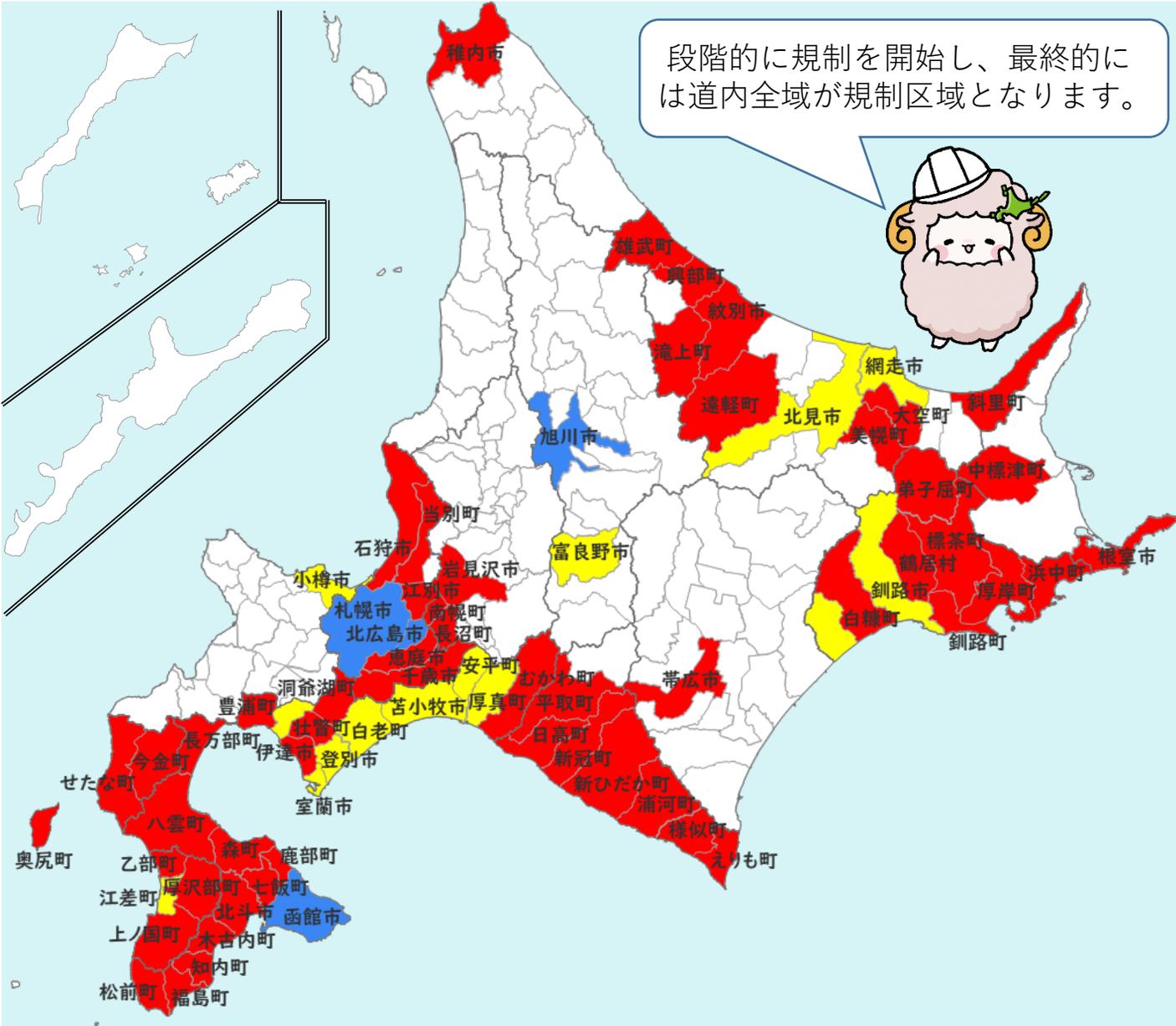
### 〈適用除外〉

※道路、公園、河川等の公共施設用地内で行われる盛土等については、盛土規制法は適用されません。また、例えば、以下のような場合は、盛土規制法に基づく許可手続きが不要となります。

- ▶ 国、地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
- ▶ 工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの など

～ 各市町村の規制状況について ～

段階的に規制を開始し、最終的には道内全域が規制区域となります。



- 凡例**
- : 令和8年7月1日から規制開始する市町村 (北海道所管)
  - : 令和7年4月1日に規制開始済の市町村 (北海道所管)
  - : 令和7年4月1日に規制開始済の市町村 (各市所管)
  - : 規制開始前の市町村 (今後 段階的に規制を開始します)

お問い合わせ先 北海道建設部 まちづくり局 都市計画課 宅地係  
 H P: [https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/morido\\_kisei\\_top.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/morido_kisei_top.html)  
 TEL: 011-231-4111 (内線29-658 又は 29-659)  
 mail: kensetsu.tokei1@pref.hokkaido.lg.jp